

新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

令和 3 年 3 月 25 日

大阪府泉佐野市

1. 概要

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、泉佐野市民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていくことが求められる。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下「新型コロナワクチン」という。)については、現在、開発が進められており、国の主導的役割、都道府県の広域的視点、市町村の住民に身近な視点から、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

今後、有効で安全なワクチンが開発され、必要なワクチンを確保できた際に、当該感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、国、都道府県及び市町村の役割分担及び事務について総合的に示す。

2. 基本的な考え方

住民接種の実施計画策定にあたり、以下の点に留意すること

- ①実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、泉佐野泉南医師会や医療機関等と十分協議する。
- ②住民接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、接種医療機関及び接種施設、個々の予防接種の時間的余裕について、十分配慮を行う。
- ③原則、住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることとしているが、医療機関等における3つの密や感染者との接触を回避するため、市が設置する集団接種会場の運用なども含めて計画する。
- ④新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないよう、必要な医療体制を維持する。

3. 対象者について

(1)対象者の範囲

新型コロナワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。

ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができることとする。

(2)接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、接種できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととなるが、このような接種順位については、今後見直されることがある。

- ① 医療従事者等
- ② 高齢者(令和3年度中に 65 歳以上に達する人)
- ③ 基礎疾患を有する人
- ④ ※¹高齢者施設等の従事者

※¹市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないこととし、その際は、ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意することとする。

- ⑤ 60～64 歳の人
- ⑥ 上記以外の 16 歳以上の人

(3)接種対象者の概数

接種対象者数の算定は以下のとおりとする。総人口は令和 3 年 1 月 31 日時点で 99,556 人(住民基本台帳)として算出。

医療従事者等	総人口の 3%	2,986 人
高齢者	令和 3 年 1 月 31 日時点の住民基本台帳の 65 歳以上人口 26,048 人(26.1%)+来年度中に 65 歳になる(現 64 歳の人)1,051 人	27,099 人
基礎疾患を有する人	総人口の 4.9%(20～59 歳)	4,878 人
高齢者施設等の従事者	総人口の 1.5%	1,493 人
60～64 歳の人	令和 3 年 1 月 31 日時点の住民基本台帳の 59～63歳人口	5,346 人
上記以外の人	総人口から医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する人、高齢者施設等の従事者、60～64 歳の人、及び対象とならない 16 歳未満の人(12,530 人)を除いた人数	45,224 人
計		87,026 人

※このほか、一定の要件を満たす場合、市内に住所を有しない人が接種することもできる。

(4)接種想定数(高齢者の場合)

令和3年1月 31 日時点の 65 歳以上高齢者数 26,048 人+令和 3 年度中に 65 歳になる人 1,051 人=27,099 人

→接種率を80%と想定(参考:令和 2 年度高齢者インフルエンザ予防接種率が約

70%を超えると想定)

→27,099 人×80%=21,679人⇒21,679 人×2 回=43,358 回

4. 接種体制の構築について

(1)基本的な考え方

泉佐野市は、泉佐野泉南医師会等と連携し、市民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するために、全庁的な実施体制の確保を行う。また、住民に対して、情報提供するとともに、新型コロナワクチン接種に関する市民からの相談に応じる。

(2)実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日

高齢者への接種については4月以降になることが見込まれている。その他の人については、現在未定である。

(3)実務体制の確保

新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、人員リストの作成など、業務の内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、接種券等の封入作業、予約受付や市民からの問い合わせなど外部委託できる業務は積極的に委託し、業務負担の軽減を行う。

新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な物資について、あらかじめ確認し、調達の準備を進める。

(4)泉佐野市コロナワクチンコールセンター(以下、「コールセンター」という。)の設置(令和3年3月10日～)

ナビダイヤルによりワクチン接種に関する問合せと集団接種の予約に応じていく。集団接種の受付については、ワクチンの確保状況等をふまえ、開始時期を決定していく。委託事業者により開始時期は最大5回線を準備し、状況により委託事業者と協議の上、変更する場合もある。

(5)接種体制の確保について

新型コロナワクチン接種にあたっては、医療機関の協力が不可欠であるため、泉佐野泉南医師会と協議を行い、接種に関する協力を依頼する。また、集団接種の際には、多くの医療従事者等が必要になると見込まれることから、泉佐野泉南医師会及び市内医療機関や委託業者と協力して実施する。

(6)会場の設置

接種場所は、市内医療機関等及び医療機関以外の会場で市が設置する集団接種会場とする。なお、これによることができない場合は、別途接種場所を確保することがある。

①医療機関等：市内の医療機関のうち、接種に関するアンケートにて実施すると回答し、集団契約に参加している医療機関とする。

また、被接種者が泉佐野市・熊取町・田尻町・泉南市・阪南市・岬町（3市3町）に住民登録のある人は上記の市町で接種を可能とする。

②集団接種会場：市が医療機関以外で集団接種を行うために設置する会場とし、業務委託にて実施を予定しているが、状況によっては泉佐野泉南医師会等に協力を求め、実施体制を構築していく。接種会場の設営は、受付から退出まで可能な限り一方通行とし、密にならないように考慮する。

(7)運営方法

①個別接種：各医療機関において、日時を設定して実施できるものとする。

②集団接種：主として、土・日曜日に開設する。

開設時間は1日当たり5時間(午前2時間、午後3時間)を基本とする。

5. 接種の流れ

(1)対象者への周知・啓発

接種実施医療機関等のリスト、接種が受けられる時期等について、広報いずみさの、本市ホームページ等を活用して、住民に対して周知していく。

(2)対象者への接種券の送付について

接種順位に従い、次の2段階に分けて接種の通知を行う。なお、ワクチンの確保状況をふまえ、必要に応じて変更する場合もある。

①高齢者(4月下旬頃から送付予定)

②高齢者以外の人

(3)予約受付

市民が医療機関及び集団接種会場で接種を行う際は、事前に希望日時等を伝え、予約することとする。

医療機関で接種を行う際は、医療機関に直接電話若しくは医療機関での受付方法がある際は、それを利用して申し込みを行う。

集団接種会場で接種を行う際は、コールセンター(TEL 0570-061212)に申し込みを行う。

受付の際には、新型コロナワクチンの特性に応じ、無駄なく利用できるように、1バイアル当たりの接種人数を考慮することとする。

(4)接種体制(令和3年3月22日現在案)(ファイザー社のワクチンに限る)

①医療機関等での個別接種(アンケートによる回答をもとに算出)

実施医療機関:66箇所(*234箇所)

接種可能件数:5日間で4,485回接種(*22,918回)

*2広報可能な医療機関及び接種可能人数

②自治体が設置する集団接種

実施予定期間:5月以降

実施予定施設:本市健診センター、北部市民交流センター、南部市民交流センター、市民総合体育館

接種予定人数:1日当たり200人(1時間当たり40人)

(5)予防接種への同意

①予診票

予診票については、国が示す様式を使用するものとし、1回目の予診票については、接種券等と同封して郵送するものとする。

また、予診票は接種場所となる医療機関及び集団接種会場にも設置しておく。

②接種不適合者及び予防接種要注意者

予診の結果、37.5℃以上の明らかな発熱が認められる等の異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない人又はそれに該当する疑いのある人と判断される人に対しては、当日は接種を行わない。また、予防接種の適否の判断を行うに際して注意を要する人については、慎重に判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

③対象者の本人確認

接種実施医療機関等は、接種を受ける人の接種券及び予診票を確認し、記載された氏名等と本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・被保険者証等)の内容を確認する等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。

④副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やまれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチンの接種対象者又はその保護者がその内容を理解しうるよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

(6)接種後の経過観察

接種が終わった後、アナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも 15 分間は被接種者の状態を観察することとする。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある人については、接種後 30 分程度、状態の観察をすることとする。

(7)市民への情報提供、相談受付

本市は、市民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種機関、接種場所などの情報を広報いずみさのや本市ホームページ等で積極的に提供するとともに、コールセンターを設置し、問い合わせに対応するものとする。

また、専門的相談対応は大阪府が担うことから、大阪府と連携して対応する。

(8)健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンを接種したことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を市が受け付け、国が接種による健康被害と認定した際は、救済給付を行う。

(9)接種記録の管理

本市は、市民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、電子データに登録し、5 年間管理する。